

## 福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障がい分) Q & A

(令和2年9月18日更新)

※変更部分は、下線部をご参照ください。

### 1 慰労金について

問 1-1 慰労金交付の対象者を教えてください。

答 下記の条件を全て満たす場合は、パートタイム労働者や事務職であっても、慰労金交付の対象となります。(ボランティアは除く。)

①3月18日～6月30日の間、延べ10日以上勤務

②「利用者との接触」を伴い、かつ「継続して提供することが必要な業務に従事」する職員

③利用者と接触する日が1日でもある職員

問 1-2 「利用者との接触」を伴い、かつ「継続して提供することが必要な業務に従事」の定義を教えてください。

答 「利用者との接触」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。また「継続して提供」とは一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば、対象として差し支えありません。

問 1-3 「10日以上勤務」の要件について、勤務日数の数え方を教えてください。

答 1日あたりの勤務時間は問わず、勤務日数を数えてください。夜勤により、日をまたぎ、当該施設の1日の労働時間を超える場合は2日と算定して差し支えありません。また複数の介護サービス事業所で勤務した場合は合算して算定してください。

問 1-4 20万円交付の対象となる場合を教えてください。

答 下記の条件を全て満たす場合は、20万円交付の対象となります。

#### <訪問系>

①3月18日～6月30日の間、延べ10日以上勤務

②実際に感染症患者または濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員

#### <その他の障がい福祉サービス事業所・施設>

①3月18日～6月30日の間、延べ10日以上勤務

②実際に感染症患者または濃厚接触者が発生した日以降に当該障がい福祉サービス事業所・施設等で利用者と接触した職員(利用者は感染症患者または濃厚接触者に限定されません。)

問 1-5 休止、廃止した事業所も対象となりますか。

答 事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間（3月18日～6月30日の間）に勤務実績がある従事者は慰労金の対象となります。

問 1-6 派遣労働者や業務委託受託者の従事者は慰労金交付の対象となりますか。

答 派遣労働者、業務委託受託者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。派遣労働者や業務委託受託者の従事者への慰労金支払いは、事業所・施設と派遣会社・受託会社との調整により、どちらで行っても構いません。ただし、交付申請は、障がい福祉サービス事業所・施設等を運営する法人が行ってください。

問 1-7 訪問系サービス事業所の場合、事務員等は対象者に含まれますか。

答 訪問系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症対策に配慮したサービスの提供をヘルパー等と一体となって実施している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者等についても同様の取扱いとなります。各事業所において職員の勤務記録やサービス記録等の関係書類によって対象者をご判断ください。

問 1-8 「濃厚接触者」の定義を教えてください。

答 原則、「濃厚接触者」は保健所が判断します。発熱等によりPCR検査を受けた者ではありません。また、感染者が発生した会社にご家族が勤務されていることや、関連した施設などに通院されていることをもって、直ちに濃厚接触者に該当するものではありません。基本的な流れとして、利用者の方が濃厚接触者に該当する場合は、保健所から利用者の方に濃厚接触者に該当する旨の連絡があり、利用者の方からまたは相談支援専門員等を通じて、自身が濃厚接触者に該当した旨、事業所等に連絡があります。そのため、基本的には、当該利用者が濃厚接触者であると認識したうえで、訪問等のサービスを提供した場合、本慰労金20万円の対象になるものです。サービス提供日時点において、濃厚接触者に該当しない場合は、対象外です。（例えば、訪問サービス提供日以降に、利用者のご家族の感染が確認され、濃厚接触者と判断された場合でも、サービス提供日時点においては、濃厚接触者に該当しないため本慰労金20万円の対象外です。）（申請にあたって濃厚接触者に該当するかについての保健所へのお問い合わせは、感染症対策業務の妨げとなりますので、決して問い合わせることがないようにお願いいたします。）

問 1-9 地域生活支援事業のうち、慰労金の対象となる事業所の範囲を教えてください。

答 慰労金の支給対象となる地域生活支援事業の対象事業は、通所系、入所系、訪問系、相談系などの障がい福祉サービスに準じる以下の事業となる。

(市町村事業)

地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障がい者相談支援事業、基幹相談支援

(都道府県事業)

盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

問 1-10 通所系サービスで利用者の家族が新型コロナウイルスに感染し、利用者が濃厚接触者であった場合、当該事業所の職員は1人20万円となりますか。

答 当該利用者が濃厚接触者である期間（感染者との接触から14日間の健康観察期間が終わるまで）にサービスを利用していた場合は、「利用日以降」に勤務した職員は1人20万円となります。

※入所系・施設系の場合も同様です。一方、訪問系の場合は、20万円の対象となる要件が「実際に感染症患者または濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員」とされていることから、感染患者または濃厚接触への実際のサービス提供の有無をご確認ください。

問 1-11 感染症患者または濃厚接触者が発生した事業所・施設においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の交付対象となりますか。

答 感染者発生時点の前に退職した職員は20万円の交付対象とはなりません。感染者発生以降に勤務している場合は20万円の交付対象となります。

問 1-12 障がい福祉サービス事業所 A → 人材派遣会社（委託業者） B → 派遣従事者（委託従事者）が  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  というスキームで個人への慰労金交付を行う場合、どこまで振込手数料の補助対象となりますか。

答 「障がい福祉サービス事業所 A から人材派遣会社（委託業者） B への振込手数料」までが補助対象となります。（「人材派遣会社（委託業者） B から個人（ $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ ）への振込手数料」は補助対象となりません）

お問い合わせのスキームの場合、様式 23（職員表）の  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  の「振込手数料」欄には、 $\alpha$  にのみ「A から B への振込手数料」（補助対象）（通常は 1 件）を記入し、 $\beta$ 、 $\gamma$  には 0 円を記載してください。

問 1-13 法人に慰労金が振り込まれた後、事業所が個人に慰労金を支払う際、現金払いは可能でしょうか。

答 可能です。ただし、個人に慰労金が支払われたことが確認できるよう、受領書を徴収してください。また、この場合、様式 23（職員表）の「振込手数料」欄には、「現金払い」と記入してください。

問 1-14 委託業者 Z 経由で、委託業者の職員 A に慰労金を交付する場合、Z から A への振込手数料は補助対象外ということですが、A の受領書の写しも実績報告時に提出が必要でしょうか。

答 慰労金が A に確実に支払われたことを確認する書類として、実績報告時に提出をお願いします。

問 1-15 すでに退職者した職員の慰労金の申請について、勤務証明書はどのように取得すればよいか。

答 以前勤務していた事業所等に県が示している勤務証明書の様式にご記入いただき、取得してください。県が指定した様式以外は認められません。なお、勤務していた事業所等が閉鎖により証明書が取得できない場合は、事務局にご相談ください。

問 1-16 慰労金の金額や対象者を法人において設定することは可能か。

答 慰労金は職員本人が受給するものを代理で申請することになります。そのため、県が示している要件や金額を法人が変更することは認められません。また、要件を満たす職員を排除することも認められません。

問 1-17 職員への慰労金の支給はいつまでに行う必要があるか。

答 慰労金支給事業については、県から給付に係る資金の受領後、30 日以内に県に実績報告書の提出が必要です。そのため、県から資金の受領後、遅延なく、実績報告までに職員に支給してください。

問 1-18 他事業所と兼務している職員については、どのように申請すればよいか。

答 慰労金については、医療機関や介護施設等と兼務している場合も含め、1 人につき 1 回に限ります。そのため、いずれかの事業所においてのみ申請してください。（重複はできません。）

問 1-19 レンタル用具返却の消毒洗浄経費のみにかかわる者で利用者と接触しない者は対象になるか。

答 対象になりません。

問 1-20 委任状の日付はいつにしたらよいか。

答 日付は、実際に職員が法人に委任した日です。（県から指定日はありません。）

問 1-21 医療機関や介護施設で利用者が清掃業務等の施設外就労に従事していた場合、当該利用者は、慰労金の対象となるのか。

答 施設外就労で、医療機関や介護施設にて作業を行う就労継続支援A型の利用者（ただし、雇用契約を結んでいない利用者は対象外）のみ、慰労金交付の条件を満たしている場合に対象となります。この場合、業務委託契約を締結している、医療機関や介護施設が交付申請をしてください。なお、就労継続支援B型の利用者は対象外です。

問 1-22 介護分もまとめて障がい分で申請することは可能か。

答 介護・医療の障がい以外の分野と兼務している職員については、どちらか一方での申請が可能です。介護のみに関わっている職員を障がい分で申請することはできません。勤務実態にあわせて申請してください。

問 1-23 退職者へ当該事業の周知は必要か。

答 退職者については、情報の入手が困難なため、必ず退職者の方に事業概要・申請方法等を周知してください。周知にあたっては、送付しておりますリーフレット等をご活用願います。なお、退職者からの申請については、拒むことはできません。

問 1-24 複数事業所を兼務している場合は、5万円×2か所の計10万円という形で、それぞれで慰労金が給付されるのか。

答 複数事業所を兼務している場合、どちらか一方のみでの給付となります。兼務している事業所分が給付されるものではありません。お問い合わせのケースについては、5万円の給付となります。なお、慰労金の給付については、医療機関や介護施設に勤務する場合も含め、1人につき1回に限ります。

問 1-25 障がい福祉サービスと地域生活支援事業の両方を実施している法人は、一括して申請する方法でよいのか。

答 同一法人で障がい福祉サービスと地域生活支援事業を実施している場合、法人が取りまとめのうえ、法人単位で申請をお願いします。なお、様式作成にあたっては、それぞれの事業所ごとに様式3実施計画書等を作成し、様式4職員票には慰労金の対象となる事業所職員について作成いただきますようお願いします。

問 1-26 「利用者と接する」はどこまで含まれますか。

答 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者とは会う可能性がないような場合は対象とはなりません。

問 1-27 「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとなっていますが、日をまたぐ夜勤勤務は2日間とカウントすればよいのか。

答 日をまたぐ夜勤勤務は2日とカウントします。

## 2 支援金について

問 2-1 4月1日以降に「かかり増しが発生した」とは、「発注」、「納品」、「支払い」のいずれの時期と解釈すべきですか。

答 4月1日以降に購入（発注）したものが対象となります。

問 2-2 空気清浄機、タブレット端末、パソコン、携帯電話などの機器は対象となりますか。

答 感染症対策や3密対策と説明できるものは対象となります。ただし、職員が私用で使用するものは対象外です。また、同一の対象経費を重複して申請することはできません。

問 2-3 対象経費のリース費用は、令和3年3月末までの月割費用が対象となりますか。それとも、全リース期間の費用が対象となりますか。

答 令和3年3月末までが対象ですが、令和3年1月31日までに実績報告が必要なため、それまでに支払った金額が対象となります。

問2-4 対象経費の例として記載されている「タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）」について、Wi-Fi環境を整備した場合は、回線引込工事費等の初期費用は対象で、月々のプロバイダ使用料等の費用は対象外となりますか。

答 お見込みのとおり（対象外）です。なお、実績報告にあたっては、補助対象部分に係る金額を明示するようにしてください。

問2-5 「感染症対策を徹底したうえでの障がい福祉サービス提供支援事業」と「在宅サービス事業所による環境整備への助成事業」は併用して申請可能ですか。

答 感染症対策を徹底したうえでの障がい福祉サービス提供支援事業は、感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、環境整備の助成事業は3つの密を避けるための環境整備として、目的を整理した上で、両事業に申請を行うことが可能です。ただし、同一の対象経費を重複して申請することはできません。

問2-6 実績報告時に提出が必要な証拠書類はどのようなものですか。

答 領収書や振込依頼書等を実績報告時にご提出ください。（領収書等で明細が不明の場合は、明細が分かるものを添付してください。）

問2-7 当法人では、A事業所で衛生用品をまとめて購入し、B事業所に配分しています。この場合、領収書の宛名はA事業所となっておりますが、B事業所の証拠書類として認められますか。

答 お問い合わせのケースの場合、領収書の宛名「A事業所」の上に手書きで「法人名」を記入した上で、B事業所の使用分をマーカー等で判別できるようにしていただければ、B事業所の証拠書類として可とします。

問2-8 「サービス利用休止中の利用者とは、（中略）過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを利用していない利用者」について、4月1日以降から1ヶ月が対象か。または4月1日時点で1ヶ月利用休止していた場合も含まれますか。

答 4月1日時点で1ヶ月利用休止している状態であれば対象となります。

問2-9 「サービス利用休止中の利用者」について、利用者やその家族が自らサービス提供を拒否し、自主的にサービスを休まれている場合についても、相談支援専門員等と調整した上でサービス利用を休止しているような場合と同様に対象となりますか。

答 サービス利用休止の理由は問われないため、いずれの場合も対象となります。

問2-10 「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを一度も利用していない利用者」とありますが、次の例の場合、対象になるでしょうか。

例1) 4月15日～利用休止⇒5月16日健康状態等の確認

⇒5月20日から利用再開（健康状態の確認時点で休止1ヶ月超）

例2) 4月15日～利用休止⇒5月10日健康状態等の確認

⇒5月20日から利用再開（健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満だが、  
利用再開まで1ヶ月超）

答 例1は対象となります。

例2は、利用者のサービス休止期間が1ヶ月を超過していないため、対象とはなりません。

問2-11 1人の利用者につき、「電話による確認」と「訪問による確認」の併給は可能ですか。

答 1人の利用者につき併給不可であり、電話による確認の場合か、訪問による確認の場合かのいずれかを選択することになります。

問2-12 実績報告書に添付する領収書については、一式での金額での領収書でも認められるか。

答 領収書について、一式での領収書の場合、内訳（内容、数量、金額等）が分かるものを添付してください。

問2-13 削除

問2-14 共生型サービスや基準該当事業所は支援金の対象としてよいか。

答 支援金の対象です。ただし、障がい分として必要なものについて申請してください。

問2-15 他の補助金と重複して申請することは可能か。



答 本事業については、障がい福祉サービス報酬および他の国庫補助金等で措置されているものは対象外です。例えば、通常の障がい福祉サービスを提供するための人件費については、すでに障がい福祉サービス報酬で措置されているため対象外です。また、他の補助金を受けている場合の自己負担分への充当なども対象外です。

問 2-16 様式 6、様式 8 の経費一覧について、資機材一式など〇〇一式で申請することは可能か。

答 具体的な内容が確認できないため、〇〇一式での申請は原則認められません。申請にあたっては、各施設等における施設全体の感染対策を計画した上で、整備する数量や品名をご記入ください。

問 2-17 実績報告書に添付する領収書については、〇〇一式でも問題ないか。

答 〇〇一式の領収書の場合については、内容が分かるものを別途添付してください。

問 2-18 実績報告書に添付する領収書の代わりに請求書や納品書の添付は可能か。

答 請求書や納品書のみでは、実際に支払われたのかの確認ができないため、認められません。

問 2-19 障がいと介護で両方の指定を受けている場合、障がい分と介護分のどちらで申請すればよいか。

答 支援金については、障がい福祉サービス事業所、介護サービス事業所それぞれの業務で発生した必要経費を障がい分、介護分に分けてそれぞれに申請してください。同一の購入費用を重複して両分野に申請することはできませんが、購入費用の内訳が明確に分かれていれば、両分野で支援を受けることは可能です。この場合、購入費用の内訳（例：「障がい分〇〇円、「介護分〇〇円」）を実績報告時に提出する証拠書類に手書きで記載してください。なお、慰労金については、どちらかの分野でのみ申請をお願いします。（重複申請は不可）

問 2-20 多機能事業所（生活介護と就労支援事業、児童発達支援と放課後等デイサービスなど）は、それぞれの基準単価の合計額を算定できますか。

答 多機能型事業所は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いることとされています。

問 2-21 同一事業所で複数のサービスの指定を受けている場合（例：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）、交付の上限額は各サービスの基準単価の合計額となりますか。それともいずれか高いほうの基準単価の額となりますか。

答 複数サービスを実施している事業所は、それぞれのサービスについて基準単価までの交付となります。

問 2-22 計画相談支援・障がい児相談支援のように多機能事業所ではないものの、同一事業所で従業員の兼務等が認められる事業については、各サービスの基準単価の合計額を算定できますか。

答 それぞれのサービスについて基準単価までの交付となります。

問 2-23 多機能型簡易居室を備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレ等）はあるのか。

答 多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているため、それぞれ使用用途により判断してください。

問 2-24 多機能型簡易居室について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるのか。

答 倉庫として設置することは可能ですが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。

問 2-25 現在、すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、多機能型簡易居室として感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能か。

答 既存施設の改修は本事業の対象外となります。

問 2-26 感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要があるが、当該費用も対象となるのか。

答 多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。

問 2-27 「在宅サービスの利用を休止している利用者」とは、事業所が電話等の代替的サービスの提供を行い、報酬算定をした通所を控えた利用者は該当しないという解釈でよいか。

答 通所を控えた利用者に対する支援も対象となります。

問 2-28 障がい福祉サービス再開に向けた支援事業について、実績報告時に提出が必要な証拠書類はどのようなものか。

答

【再開支援への助成】

再開支援を行った利用者の氏名および利用休止期間ならびに電話や訪問による確認を行った記録を実績報告時に提出してください。

【環境整備への助成】

領収書や振込依頼書等を実績報告時に提出してください。

### 3 その他について

問 3-1 同一法人が運営する複数の施設がある場合、施設ごとに申請が必要ですか。

答

法人が各事業所分を取りまとめ、一括して申請してください。法人は、申請にあたって、事業所間の二重申請がないことを確認してください。なお、様式の作成にあたって、様式3実施計画書等の一部の様式は事業所単位で作成が必要です。（例：施設入所と併設している短期入所を運営している場合、施設入所と短期入所それぞれで計画書等の作成が必要です。）

問 3-2 事業所が福井県以外に所在する場合、他都道府県の事業所分も法人が取りまとめて一括で福井県に申請してよいですか。

答

福井県に所在する事業所分のみとりまとめて、申請してください。

問 3-3 交付決定後、事業内容を交付申請のものから一部変更することとなりました。この場合、変更交付申請は必要でしょうか。

答

下記に該当する場合は、変更交付申請が必要となりますので事務局に別途ご相談ください。ただし、できる限り、変更交付申請の必要がないように、申請にあたっては、必要経費等の精査を十分に行ってください。

①補助事業（※）ごとの補助金額を増額する場合

②補助事業の内容を著しく変更する場合（購入物品の数量変更など軽微なものは除く）

③入札減などやむを得ない事由以外の事由により補助事業（※）ごとの補助金額を20パーセント以上減額する場合

（※）1. 障がい福祉従事者慰労金交付事業、2. 感染症対策を徹底した上での障がい福祉サービス提供支援事業、3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業、4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

なお、上記に該当しない場合は、変更交付申請は不要ですので、実績報告時に変更後の内容を反映した実績報告書を提出してください。

問3-4 申請書等への押印は代表者（理事長）の印が必要ですか。法人印（角印）だけではダメでしょうか

答 申請者が法人の代表者（理事長）になるため、代表者（理事長）の印をお願いします。

問3-5 申請を2回に分け、慰労金を先に申請し、支援金は後日申請という形をとってもよろしいでしょうか。

答 先行して慰労金の申請を行うことができます。9月末までに慰労金の申請をお願いします。

問3-6 支援金の申請を複数回に分けて申請してもよろしいでしょうか。

答 申請については、他事業もまとめて1回の申請をお願いします。

問3-7 振込については、複数の口座に分けることは可能か。

答 振込については、1口座のみとさせていただきます。

問3-8 障がい福祉サービス事業所番号がわからないがどうすればよいか。

答 障がい福祉サービス事業所番号については、指定をうけられた際に附番されております。ご不明な場合は、各サービスの指定権者にお問い合わせください。なお、障がい福祉サービス事業以外の地域生活支援事業については、障がい福祉サービス事業所番号が附番されておきませんので、申請にあたっては空白で結構です。

問3-9 どのサービス種別に該当するのかわからない。

答 指定を受けられた際の通知等をご確認ください。ご不明な場合は、各サービスの指定権者にお問い合わせください。

問3-10 複数の事業所等を運営しているが、様式3が足りない。どうすればよいか。

答 当該シートをコピーしてご利用ください。